

ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)



「5月は消費者月間です」

2026年度(令和8年度)消費者月間の統一テーマは、「見える情報 見えない仕組み ～AI時代の消費者力を高めるために～」です。

スマートフォン等に表示される魅力的な広告や検索結果は、「見える情報」です。

一方で、AIが私たちの興味や関心に合わせて選んだ仕組みは、「見えない仕組み」です。

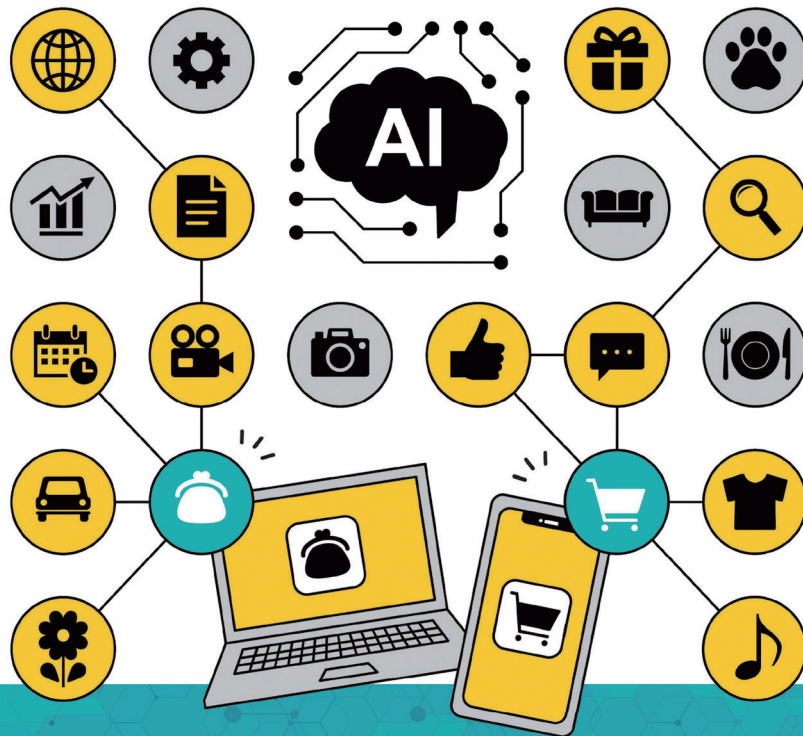
AIを使った偽サイトや巧妙な詐欺も増え、見た目だけでは見分けにくくなっています。

「本物か?」「実在する事業者か?」「他と比べたか?」などと考え、**自分で確認する力(消費者力)が大切です。**



見える情報 見えない仕組み

～AI時代の消費者力を高めるために～



5月18日は
消費者ホットライン
188の日

消費者庁 消費者ホットライン
188イメージキャラクター
イヤヤン

5月は消費者月間



困ったときは一人で悩まずに、
「消費者ホットライン」188番に御相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

1 トラブルに遭わないためのチェックポイント

インターネットや SNS では、AI を使った広告や情報が増えています。便利な反面、本物のように見える偽の広告や口コミもあります。契約や支払いの前に、次のポイントを確認しましょう。

✓ 「必ずもうかる話」を信じていませんか

【事例】

- ・SNS の知人の紹介で、暗号資産に投資したが引き出せない。
- ・広告から契約した副業の講座の支払いが高額で解約したい。

👉 **「必ずもうかる話」はありません。気をつけましょう。**

SNS やマッチングアプリで知り合った人からの投資話や、広告の「もうかる話」には注意が必要です。有名人を騙る広告や、少額を儲けさせ一度信用させてから多額の投資をさせるなど、さまざまな手口もあります。

- ✓ 複数の口コミを確認
- ✓ 会社の住所・電話番号を確認

👉 **少しでも不安があれば契約せず、支払わないようにしましょう。**



✓ その通販サイト、本物ですか

【事例】

- ・安いサイトでバッグを購入し振込み→商品が届かない。
- ・「返金する」と言われたが、逆に送金させられた。

👉 **本物そっくりの偽サイトに注意しましょう。**

SNS 広告やインターネット検索から、偽の通販サイトに誘導されることがあります。

商品が届かない、偽物が届くといった被害が発生しています。

👉 **「〇〇ペイで返金」と言われたら、要注意です。気づかぬうちに送金させられる二次被害もあります。**

- ✓ 極端に安い商品に注意
- ✓ 振込以外の支払いが選べない場合は要注意

👉 **「安すぎる」「すぐ振り込む」は危険です。**



✓ 個人情報を簡単に入力していませんか

【事例】

- ・メールの URL をクリックして、カード情報を入力したら、カードが不正利用された。
- ・偽のサイトで、カードで払ってしまった。

 **そのリンク (URL)、本物とは限りません。**

宅配業者や金融機関などを装ったメールや SMS から、偽サイトに誘導されることがあります。見た目は本物そっくりでも、情報を入力すると盗まれてしまいます。

- ✓ メールや SMS のリンクは開かない
- ✓ 公式サイトは自分で検索して開く

 **ID・パスワード・カード番号などは安易に入力しないようにしましょう。**



✓ 「振込む前」に確認していますか

 **ここで止めれば被害は防げます。**

振込先が個人名義の場合には、特に注意が必要です。急いで振込むように求められたら、一度立ち止まり、振込む前に家族や消費者センターに相談しましょう。

✓ 困ったときは、相談していますか

 **「お金を払う前に」相談しましょう。**

「これって詐欺かも?」「お金を払ってしまった…」と不安になったら、一人で悩まずにすぐ消費者センターへ。専門の相談員と一緒に解決策を考えます。



2 消費者センターをご利用ください!

消費者講座・教室のご案内

消費者センターでは、トラブルを未然に防ぐための講座を開催しています。

令和7年度の主な消費者講座・一日消費者教室

【インターネットに関する講座】

- ▶ 怖い! ネット通販! ~正しいインターネットの使い方~
- ▶ 畏にハマらないように! ~ネット広告の注意点~

【AIを学ぶ講座】

- ▶ 初めてのAI ~ AIで俳句や画像を作ってみよう! ~
- ▶ AIで楽しもう! 「エンターテイメント編」
- ▶ AIを活用しよう! 「ビジネスお役立ち編」

 **令和8年度も開催予定です。ぜひご参加ください。**



情報提供

「ミナト消費者だより」「暮らしの豆知識」「消費生活ノート」などを発行し、消費生活に関する情報をわかりやすくご提供します。

困ったときの強い味方、消費者相談

専門の相談員が、商品購入・サービス利用の際のトラブルに関する相談を受け、解決に向けた助言などを行います。消費者相談・苦情の内容を伺い、必要に応じて、外部専門機関の案内やテストの実施あるいは外部へのテスト依頼も検討します。

 **「これって大丈夫?」と思ったらご相談ください。**

港区立消費者センター

消費生活相談専用電話

TEL 03-3456-6827

〈相談日時〉

月曜~金曜(電話・来所)、土曜(電話のみ)※祝日、年末年始を除く
午前9時30分~午後4時まで

代表電話 **TEL 03-3456-4159**



港区ホームページ

詳しくは
ホームページを
チェック!
こちら

